

小国町病後児保育受け入れ基準

番号	主な疾患名		病後児受け入れ基準
1	出席停止の期間の基準が規定されている感染症	インフルエンザ	発症後4日を経過し、解熱後2日を経過してから
2		新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過すること (無症状の場合も医師の判断が必要)
3		百日咳	抗生物質の治療後4日目から
4		麻疹	発病後3日を経過し、解熱後2日を経過してから
5		流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	発症後4日目から
6		風疹	発疹が消失したら
7		水痘(水ぼうそう)	発症後4日目から
8		咽頭結膜熱(プール熱)	解熱してから
9		結核	感染の恐れがなくなってから
10		髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認められたら
11		腸管出血性大腸菌感染症 (O157 O26 O111)	医師において感染の恐れがないと認められたら
12		流行性角結膜炎	医師において感染の恐れがないと認められたら
13	必要があれば出席停止の措置をとることができる感染症	溶連菌感染症	抗菌薬を飲み始めて24時間以上経過してから
14		手足口病	解熱して普段の食事が摂れようになってから
15		ヘルパンギーナ	解熱してから
16		伝染性紅班(りんご病)	全身状態が良くなってから
17		感染性胃腸炎	嘔吐や下痢の症状が落ち着いてから
18		風邪(気管支炎)	解熱してから
19		予防接種副作用	予防接種後の副作用 発熱がないこと (問診を病院受診とみなす。)
20		上記の病気以外	医師において感染の恐れがないと認められたら。または、発症時より症状の増悪なく回復傾向がみられたら。

* 発熱が37.5度を超え、朝からぐったりして食事がとれない状況や激しい頭痛、伝染性の初期においては
ぶり返す恐れがあるので利用できません。

* 熱、嘔吐、下痢の状態が回復に向かっているれば受け入れます。

* 必ず、医療機関を受診し、病後児保育室の利用の可否を確認してください。

